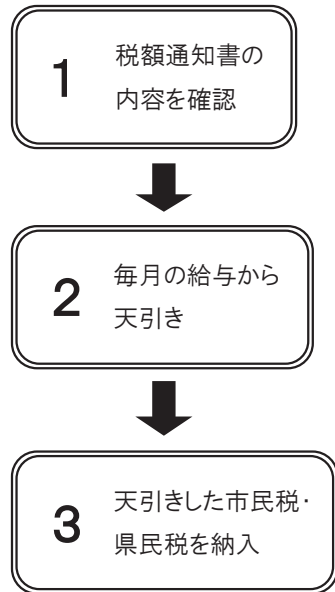


令和5年度 奈良市 市民税・県民税 特別徴収のしおり

特別徴収のしくみ



詳しくはP1～3をご参照ください

特別徴収関係書類（この封筒に入っているもの）

- 1 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用) **茶色刷**
事業主(給与支払者)が、毎月の給与から天引きする額を確認するための通知書です。
 - 2 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額通知書(納税義務者用) **青色刷**
従業員本人が、自らの課税内容及び税額を確認するための通知書です。
◆圧着式です。ミシン目で切り離し、中を開けずに本人へお渡しください。
 - 3 納入書 **桃色刷**
毎月の給与から天引きした税額を、事業主(給与支払者)が納入するときに使う納入書です。
◆事前に不要との申出があった場合は発行していません。
 - 4 市民税・県民税 特別徴収のしおり(この冊子)
- ◆令和5年度当初発送分の特別徴収税額決定通知書には、封入誤り防止のため、QRコードを印字しています。
ページ枚数と通知書の識別コードを読み取るためのものであり、個人情報は一切含まれていません。

お問合せ

■特別徴収全般、届出書の書き方・提出

奈良市役所 市民税課 0742-34-4971(直通)

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 (※郵便番号の記入があれば、住所が無記入でも届きます)

■納付・還付に関すること

奈良市役所 納税課 0742-34-4727(直通)

市民税・県民税の特別徴収につきましては、特別徴収義務者各位の深いご理解とご協力を賜りますとともに、本市の発展にご尽力いただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本年も地方税法第321条の3及び第321条の4並びに奈良市税条例第38条の規定により、市民税・県民税の特別徴収をお願いすることとなっております。

つきましては、令和5年度市民税・県民税特別徴収税額通知書等を同封してお送りいたしますので、今後とも、ご理解・ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

目次

特別徴収事務取扱いについて-----	P 1
異動届出書・切替申請書等の提出について-----	P 3
転勤した方がいたら-----	P 4
退職・休職した方がいたら(一括徴収)-----	P 4
退職・休職した方がいたら(普通徴収)-----	P 5
給与支払報告書提出後に退職・休職が決まったら-----	P 5
就職・復職した方がいたら(特別徴収に切替)-----	P 6
事業所の所在地・名称等に変更があったら-----	P 6
納入書の訂正等のしかた-----	P 7
各種様式-----	P 9
郵便局・ゆうちょ銀行の指定について-----	P 13

eL T A X (エルタックス) 利用のおすすめ

eL T A X(エルタックス)とは、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。eL T A Xを利用して、以下の電子申告・手続が可能です。

- ・ 給与支払報告書の提出
- ・ 異動届出書、切替申請書、所在地・名称変更届出書の提出
- ・ 特別徴収税額の納入

eL T A Xの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eL T A Xホームページをご覧ください。

eL T A Xホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



◆令和3年1月提出分より、eL T A X又は光ディスク等による給与支払報告書の提出義務基準が引き下げられました。

変更前:前々年の提出すべきであった給与支払報告書の枚数が1,000枚以上

変更後:前々年の提出すべきであった給与支払報告書の枚数が100枚以上

⇒令和3年1月提出分の給与支払報告書が100枚以上の場合は、令和5年1月提出分をeL T A X又は光ディスク等により提出する必要があります。

詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

特別徴収事務取扱いについて

1 市民税・県民税の特別徴収とは

市民税・県民税（個人住民税）の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から市民税・県民税を天引きし、納入していただく制度です。

事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、市民税・県民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

2 特別徴収制度の仕組み



3 特別徴収税額通知書の確認及び交付

「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）」に各従業員（納税義務者）の市民税・県民税額を記載していますので、6月から翌年5月まで12回に渡って給与から天引きし、翌月10日までに納入してください。月割額の変更がある場合は「変更通知書」を送付しますので、確認の上、変更後の額を天引きしてください。

「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）」は、ミシン目で切り離し、中を開けずに各従業員（納税義務者）本人へ速やかにお渡しください。

4 転勤・退職・休職した方がいたら・・・

「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。P 3～5をご参照ください。

5 就職・復職した方がいたら・・・

「特別徴収切替申請書」の提出が必要です。P 6をご参照ください。

6 事業所の所在地・名称等に変更があったら・・・

「特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書」の提出が必要です。P 6をご参照ください。

7 月割額の納入

- (1) 各納税義務者から徴収した月割額の合計額を「納入書」により納入してください。
- (2) 納入書は再送付しませんので、納入金額に変更がある場合は金額を訂正して納入してください。訂正方法はP 7～8をご参照ください。
- (3) 納入期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。詳しくはこのしおりの裏表紙をご参照ください。
- (4) 納入書の裏面に納入場所（金融機関）を記載しています。
- (5) 近畿2府4県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、手続が必要です。P13をご参照ください。

8 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払を受ける方が常時10人未満である場合は、毎月徴収した税額を年2回の納入にまとめることができます。P 3をご参照ください。

9 延滞金の計算方法

納期限後にこの税金を納付する場合は、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を徴収します。

ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントに満たない場合、当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントを加算した割合（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントを加算した割合）を当該税額に乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算します。

（注1）税額が2,000円未満の場合にかかりません。また、税額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて計算します。

（注2）延滞金額が1,000円未満の場合にかかりません。また、延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

異動届出書・切替申請書等の提出について（記入例はP4～6へ）

1 異動届出書の早期提出にご協力をお願いします

異動届出書の提出が遅れますと、退職・休職等された方の分の未徴収税額が「滞納」として取り扱われ、督促状が発送されます。また、異動された方に一度に高額を負担をお願いすることにもなりかねませんので、退職・転勤・死亡等の事実が発生した際には、異動した月の翌月 10 日までに必ず異動届出書を提出していただきますようお願いいたします。（施行規則第9条の24） 例：8月20日付で退職 … 9月10日までに異動届出書を提出

提出された異動届をもとに処理を行い、特別徴収税額の変更通知書を送付いたします。なお、納入書は再送付しませんので、金額を訂正してご利用ください。転勤の場合は転勤先、退職（普通徴収）の場合は退職者本人へも通知書を送付いたします。

異動届出書・切替申請書を2つの市区町村に提出しなければならない場合があります！

【例】	令和5年1月1日	A市に居住	……………	令和5年度の住民税はA市で課税
	令和5年6月30日	B市に引越	……………	令和5年度の住民税はA市で継続
	令和6年1月1日	B市に居住	……………	令和6年度給与支払報告書は特別徴収としてB市に提出
	令和6年2月20日	退職	———	令和5年度分の住民税を一括徴収するためA市に退職の異動届出書を提出
			———	令和6年度分は特別徴収できないため、B市にも異動届出書を提出

2 納期の特例について…

給与の支払を受ける方が常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認によって、毎月徴収した税額を年2回の納入にまとめることができます。申請書に必要な事項を記入の上ご提出ください。※既に納期の特例の承認を受けている事業所は、引き続き特例が適用になります。

納入のしかた

6月分から11月分までの特別徴収税額	12月10日納期限
12月分から翌年5月分までの特別徴収税額	翌年6月10日納期限

3 各種様式は奈良市ホームページにも掲載しています

奈良市ホームページ <http://www.city.nara.lg.jp> のトップページ ⇒ 『くらし・手続き』を選択
⇒ 『税金』を選択 ⇒ 『税金申請書ダウンロード』を選択 ⇒ 『個人市・県民税の特別徴収に関する申請書一覧』を選択
※PDF形式で各様式を掲載しています。

転職した方がいたら・・・

転職先で特別徴収を継続する場合は、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で「1. 特別徴収継続」を選び、転職先の担当者に月割額等をお伝えください。

注意点

✓ 転職先が不明な場合や転職先への月割額等の連絡が不可能な場合は、「1. 特別徴収継続」ではなく「3. 普通徴収（本人納付）」として提出してください。

受付印		市民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
5		(宛先) 奈良市長		〒630-8380 奈良市二条大路南1-1-1		特別徴収業務所	12316476	
所在地 (住居)		フリガナ		〇〇 カブシキガイシャ		税 務 番 号	00000	
フリガナ		名称又は氏名		〇〇 株式会社		田 道	職員 給与係	
個人番号		個人番号		〇〇 株式会社		出 張	専任のみ	
フリガナ		フリガナ		〇〇 カブシキガイシャ		若 先	電話 0742-22-XXXX 内線 (1234)	
氏 名		奈良 一郎		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)
生年月日		昭和60年 3月 30日		120,000 円		20,000 円		100,000 円
個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1		異 動 年 月 日		令和5年 1月 1日		異 動 の 事 由
受給者番号		奈良市〇〇町××番地		異 動 の 事 由		1. 転職 2. 退職 3. 休職 4. 欠勤 5. 支払不定期 その他		異動後の未徴収税額の徴収方法
1月1日現在の住所		大和郡山形町〇〇番地		徴収予定日		令和5年 1月 1日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (本人納付) 3. 普通徴収 (本人納付)
異動後の住所		大和郡山形町〇〇番地		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		22,500 円		
特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)		特別徴収業務所 指 定 番 号		0050001000		法人番号		7 7 0 5 1 3 2 1 9 8 7 0
新調し異動先勤務先名		〒630-0000		所在地 (住居)		生駒市△△町××番地		新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を 〇 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 (※新しい勤務先へお伝えください。)
フリガナ		△△産業株式会社		フリガナ		△△産業株式会社		受給者番号
名称又は氏名		△△産業 株式会社		担当 者 番 号 前 先		ヤマダ		納入額の要否 (※本人申告) <input type="checkbox"/> 1. 必要 2. 不要
1. 異動年月日が2月31日以前で、かつ、本人から一括徴収の申出があったため		徴収予定日		徴収予定額		1 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。		
2. 異動年月日が1月1日以後で、かつ、本人から特別徴収の継続の申出がないため		1 月 31 日		22,500 円				
3. 普通徴収 (一括徴収しない) 場合 (上記1及び2に当てはまらない場合に記入してください。)		高納年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。		1. 異動年月日が1月1日～12月31日で、かつ、本人からの申出がないため		2. 異動年月日が1月1日～4月30日で、かつ、給与及び退職手当等から未徴収税額 (ウ) を一括徴収できないため		3. 死亡による退職であるため

退職・休職した方がいたら・・・ (一括徴収)

退職・休職等により特別徴収できなくなった税額 (未徴収税額) を、最後の給与や退職金からまとめて徴収し、納入することを一括徴収といいます。6月から12月までに退職した場合は、本人の申出により一括徴収することができます。1月から4月までに退職した場合は、本人の申出とは関係なく、一括徴収することが地方税法において義務づけられています。

「異動後の未徴収税額の徴収方法」は「2. 一括徴収」を選び、一括徴収した税額の納入月を記入してください。

注意点

✓ 納入月の記入誤りにご注意ください。
例：1月分の納期限は2月10日です。2月10日までに納入する場合は、2月分ではなく1月分になります。

受付印		市民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
5		(宛先) 奈良市長		〒630-8380 奈良市二条大路南1-1-1		特別徴収業務所	12316476	
所在地 (住居)		フリガナ		〇〇 カブシキガイシャ		税 務 番 号	00000	
フリガナ		名称又は氏名		〇〇 株式会社		田 道	職員 給与係	
個人番号		個人番号		〇〇 株式会社		出 張	専任のみ	
フリガナ		フリガナ		〇〇 カブシキガイシャ		若 先	電話 0742-22-XXXX 内線 (1234)	
氏 名		奈良 一郎		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)
生年月日		昭和60年 3月 30日		54,000 円		31,500 円		22,500 円
個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1		異 動 年 月 日		令和5年 1月 1日		異 動 の 事 由
受給者番号		奈良市〇〇町××番地		異 動 の 事 由		1. 転職 2. 退職 3. 休職 4. 欠勤 5. 支払不定期 その他		異動後の未徴収税額の徴収方法
1月1日現在の住所		大和郡山形町〇〇番地		徴収予定日		令和5年 1月 31日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (本人納付) 3. 普通徴収 (本人納付)
異動後の住所		大和郡山形町〇〇番地		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		22,500 円		
特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)		特別徴収業務所 指 定 番 号		0050001000		法人番号		7 7 0 5 1 3 2 1 9 8 7 0
新調し異動先勤務先名		〒630-0000		所在地 (住居)		生駒市△△町××番地		新しい勤務先へは、月割額 〇 円を 〇 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 (※新しい勤務先へお伝えください。)
フリガナ		△△産業株式会社		フリガナ		△△産業株式会社		受給者番号
名称又は氏名		△△産業 株式会社		担当 者 番 号 前 先		ヤマダ		納入額の要否 (※本人申告) <input type="checkbox"/> 1. 必要 2. 不要
1. 異動年月日が2月31日以前で、かつ、本人から一括徴収の申出があったため		徴収予定日		徴収予定額		1 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。		
2. 異動年月日が1月1日以後で、かつ、本人から特別徴収の継続の申出がないため		1 月 31 日		22,500 円				
3. 普通徴収 (一括徴収しない) 場合 (上記1及び2に当てはまらない場合に記入してください。)		高納年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。		1. 異動年月日が1月1日～12月31日で、かつ、本人からの申出がないため		2. 異動年月日が1月1日～4月30日で、かつ、給与及び退職手当等から未徴収税額 (ウ) を一括徴収できないため		3. 死亡による退職であるため

就職・復職した方がいたら・・・（特別徴収に切替）

就職・復職などにより特別徴収に切り替える場合は、「特別徴収切替申請書」を提出してください。開始月が空欄の場合は、奈良市の発送予定日に基づき開始月を決定します。開始月や月割額の連絡について希望がある場合は必ず記入してください。

以下の場合は特別徴収に切り替えることができません

- ✓ 普通徴収の納期限が過ぎたもの
- ✓ 普通徴収の口座振替を設定している方で、切替申請書の提出が納期限の2週間前を過ぎた場合

特別徴収切替申請書

給与 年額 支給 月額 私用 者 番号	所在地 (住所)	〒630-8580 奈良市二条大路南1-1-1	特別徴収 指定番号	新規
	フリガナ	〇〇 カブシキガイシャ	新規の場合 納入書() (要・不要)	
	名称 (氏名)	〇〇 株式会社	担 係	給与係
令和 5 年 10 月 5 日提出	法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	当 氏名	甲野 乙子
新規特別徴収者			1. 年度途中から開始する場合	
フリガナ	ナラ ジロウ		(1 ・ 2 ・ ③ ・ 4 ・ 随)	期以降の計 78,000 円を
氏 名	奈良 次郎		11 月分(翌月10日納期限分)から特別徴収します。	
生 年 月 日	昭・平 5 5 年 6 月 3 0 日 生		普通徴収の納期限が過ぎたものは切り替えることができません。	
普通徴収 通知書番号	0000012345		2. 新年度から開始する場合	
1月1日の住所	奈良市〇〇町××番地	受給者番号	令和 年度分(次年度分)から特別徴収します。	
現 住 所	同上	異動年月日	令和 5 年 1 0 月 3 日	
		月割額の連絡	1 0 月 2 8 日までに徴収額の連絡が必要です。	

注意事項

- 普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収へ切り替えることができませんので、本人が納めるように必ずお伝えください。
- 普通徴収の口座振替を設定している方で、切替申請書の提出が納期限の2週間前を過ぎた場合は特別徴収に切り替えることができません。

P. 10 切替申請書

事業所の所在地・名称等に変更があったら・・・

事業所の所在地・名称等に変更があった場合は、「特別徴収義務者所在地・名称変更届出書」を提出してください。

注意点

- ✓ 合併等により指定番号が変更となる給与所得者がいる場合は、別途「給与所得者異動届出書」をご提出ください。
- ✓ 奈良市に法人市民税の納付義務がある法人は、別途「法人等異動届出書」をご提出ください。

特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書

給与 年額 支給 月額 私用 者 番号	フリガナ	〇〇ショウジ カブシキガイシャ	指定番号	0012345678
	名称 (氏名)	〇〇商事 株式会社	所 属	給与事務グループ
	所在地 (住所)	〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目△番△号	連 係 氏 名	甲野 乙子
令和 5 年 6 月 28 日提出	所在地 (住所)	〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目△番△号	電話番号	0742 - 22 - XXXX
	変更年月日		令和 5 年 7 月 1 日	
事項	変更前(旧)		変更後(新)	
法人番号 (個人番号は不要)				
フリガナ				
名称 (氏名)				
フリガナ	ナラシヨウジカブシキガイシャ		ナラシヨウジカブシキガイシャ	
所在地 (住所)	〒630-XXXX 奈良市二条大路南一丁目△番△号		〒630-XXXX 奈良市登大路町△番地	
電話番号	0742 - 22 - XXXX		0742 - 33 - XXXX	
関係書類送付先 (希望がある場合のみ)			〒101-XXXX 東京都港区虎ノ門四丁目XX-XX 〇〇商事 株式会社 給与事務グループ	電話番号 03-5403-XXXX
変更理由	<input type="checkbox"/> 1 名称変更 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 法人成・個人事業主変更 <input type="checkbox"/> 新法人の設立 <input type="checkbox"/> 分割による変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 (<input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上継続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された) <input type="checkbox"/> その他 ()			
変更理由 (該当の□に ✓を記入して ください)	<input checked="" type="checkbox"/> 2 所在地変更 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所が移転(法人の場合:本店登記の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> 送付先変更 <input type="checkbox"/> 3 その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一括化 <input type="checkbox"/> 解散・廃業 <input type="checkbox"/> その他 ()			
合併・吸収・分割 の場合に記入して ください	上記の変更理由のうち、※印が付いている項目については、指定番号を継続して使用することができません。※給与所得者異動届出書の提出が必要です			
合併・吸収・分割 の場合に記入して ください	合併・吸収・分割先 の名称		合併の場合、合併した 法人の数	社
	合併・吸収・分割先の指定番号について、該当の□に✓を記入してください。 <input type="checkbox"/> 合併・吸収・分割先の指定番号()を使用する <input type="checkbox"/> 新しく指定番号を取得する			

P. 11 変更届出書

〇奈良市に法人市民税の納付義務がある法人は、別途「法人等異動届出書」をご提出ください。

納入書の訂正等のしかた

当初の納入書の金額を黒のボールペンで訂正してご利用ください。

※金額欄に¥マークは記入しないでください。

納入書は再送付されませんのでご注意ください。

記入例1 特別徴収税額の納入金額に変更があった場合

奈良県奈良市 個人市民税 個人県民税		領収証書		奈良県奈良市 個人市民税 個人県民税		納入書		奈良県奈良市 個人市民税 個人県民税		納入済通知書	
市町村コード	口座番号	加入者名		市町村コード	口座番号	加入者名		市町村コード	口座番号	加入者名	
292010	00980-5-960148	奈良市会計管理者		292010	00980-5-960148	奈良市会計管理者		292010	00980-5-960148	奈良市会計管理者	
令和5年6月分		指定番号	納入金額(1) 円	令和5年6月分		指定番号	納入金額(1) 円	令和5年6月分		指定番号	納入金額(1) 円
		0012345678	27,500			0012345678	27,500			0012345678	27,500
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		給与分(特別徴収)	退職所得分	延滞金	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		給与分(特別徴収)	退職所得分	延滞金	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。	
納期限 令和5年 7月10日		額		納期限 令和5年 7月10日		額		納期限 令和5年 7月10日		額	
		(2)合計額				(2)合計額				(2)合計額	
		000031500				000031500				000031500	
(特別徴収義務者) 住所 〒 630-8012 又は 奈良市二条大路南一丁目1-1 所在地		領収日付印		(特別徴収義務者) 住所 〒 630-8012 又は 奈良市二条大路南一丁目1-1 所在地		領収日付印		(特別徴収義務者) 住所 〒 630-8012 又は 奈良市二条大路南一丁目1-1 所在地		領収日付印	
氏名 ○○商事株式会社 又は 名称		様		氏名 ○○商事株式会社 又は 名称		様		氏名 ○○商事株式会社 又は 名称		納	
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)		上記のとおり納入します。		(金融機関又は郵便局保管)		上記のとおり通知します。(受付店→南都銀行本店→奈良市)		(奈良市保管)	

記入例2 特別徴収税額を予備の用紙で納入される場合

奈良県奈良市 個人市民税 個人県民税		領収証書		奈良県奈良市 個人市民税 個人県民税		納入書		奈良県奈良市 個人市民税 個人県民税		納入済通知書	
市町村コード	口座番号	加入者名		市町村コード	口座番号	加入者名		市町村コード	口座番号	加入者名	
292010	00980-5-960148	奈良市会計管理者		292010	00980-5-960148	奈良市会計管理者		292010	00980-5-960148	奈良市会計管理者	
令和5年6月分		指定番号	納入金額(1) 円	令和5年6月分		指定番号	納入金額(1) 円	令和5年6月分		指定番号	納入金額(1) 円
		0012345678	27,500			0012345678	27,500			0012345678	27,500
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		給与分(特別徴収)	退職所得分	延滞金	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		給与分(特別徴収)	退職所得分	延滞金	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を2本線で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。	
納期限 令和5年 7月10日		額		納期限 令和5年 7月10日		額		納期限 令和5年 7月10日		額	
		(2)合計額				(2)合計額				(2)合計額	
		000031500				000031500				000031500	
(特別徴収義務者) 住所 〒 630-8012 又は 奈良市二条大路南一丁目1-1 所在地		領収日付印		(特別徴収義務者) 住所 〒 630-8012 又は 奈良市二条大路南一丁目1-1 所在地		領収日付印		(特別徴収義務者) 住所 〒 630-8012 又は 奈良市二条大路南一丁目1-1 所在地		領収日付印	
氏名 ○○商事株式会社 又は 名称		様		氏名 ○○商事株式会社 又は 名称		様		氏名 ○○商事株式会社 又は 名称		納	
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)		上記のとおり納入します。		(金融機関又は郵便局保管)		上記のとおり通知します。(受付店→南都銀行本店→奈良市)		(奈良市保管)	

記入例3 退職所得分を合算して納入される場合

※金額欄に¥マークは記入しないでください。

(表)

奈良県奈良市 個人市民税 個人県民税 領収証書(公)			奈良県奈良市 個人市民税 個人県民税 納入書(公)			奈良県奈良市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書(公)		
市町村コード	口座番号	加入者名	市町村コード	口座番号	加入者名	市町村コード	口座番号	加入者名
29010	00980-5-960148	奈良市会計管理者	29010	00980-5-960148	奈良市会計管理者	29010	00980-5-960148	奈良市会計管理者
令和5年6月分	指定番号	納入金額(1) 円	令和5年6月分	指定番号	納入金額(1) 円	令和5年6月分	指定番号	納入金額(1) 円
	0012345678	31,500		0012345678	31,500	292010	0012345678	31,500
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を主簿で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。	納付金	延滞金	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を主簿で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。	納付金	延滞金	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる場合には、納入金額(1)の欄の金額を主簿で消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。	納付金	延滞金
納期限 令和5年7月10日	金額	合計額	納期限 令和5年7月10日	金額	合計額	納期限 令和5年7月10日	金額	合計額
		000167500			000167500			000167500
(特別徴収義務者) 住 所 〒630-8012 又は 奈良市二条大路南一丁目1-1 所在地	領収日付印		(特別徴収義務者) 住 所 〒630-8012 又は 奈良市二条大路南一丁目1-1 所在地	領収日付印		(特別徴収義務者) 住 所 〒630-8012 又は 奈良市二条大路南一丁目1-1 所在地	領収日付印	
氏名 ○○商事株式会社 又は 名称	様		氏名 ○○商事株式会社 又は 名称			氏名 ○○商事株式会社 又は 名称	納	
上記のとおり領収しました。(納入者保管)			上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)			上記のとおり通知します。(受付印一南都銀行本店一奈良市)(奈良市保管)		

(裏)

個人市民税・県民税納入申告書		令和5年6月分
(宛先) 奈良市長	令和5年7月10日提出	人員 1人
退職手当等支払金額	14,223,632 円	(受付印)
特別徴収税額	市民税 81,600 円	
	県民税 54,400 円	
法人番号		
特別徴収義務者・所在地・名称	奈良市二条大路南一丁目1-1 ○○商事株式会社	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得額の納入について申告します。		

※お手数ながらご記入ください。

1月1日の住所	奈良市	**町1300番地
氏名(役職名)	奈良 太郎	
退職金支払額	14,223,632 円	
就職年月日	平成11年4月1日	勤続年数(役職年数) 25年
退職年月日	令和5年6月30日	退職所得控除額 1,150万円
特別徴収税額	市民税 81,600 円	県民税 54,400 円

退職者が2名以上の場合や、特別徴収義務者が個人事業主の場合は、P12の「退職所得に係る市・県民税特別徴収税額納入申告内訳書」を使用してください。

退職所得に係る市・県民税額の計算方法について

平成25年1月1日以降の退職所得に係る市・県民税額の計算方法

退職所得金額 × 税率(市民税6%・県民税4%) = 特別徴収税額(市民税6%・県民税4%)

$(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2$

詳しくは、奈良市ホームページをご覧ください

- ① 勤続年数が20年以下の場合
40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)
- ② 勤続年数が20年を越える場合
70万円×(勤続年数-20年) + 800万円

受付印
5

市民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
県民税 特別徴収

		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度			
宛先 奈良市長		所在地 (住所)	〒		特別徴収義務者 指定番号				
令和 年 月 日提出		フリガナ			宛名番号				
(特別徴収義務者) 給与支払者		名称又は氏名			担連 所属				
		個人番号 又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、 左欄を空欄とし右詰めで記載		当絡 氏名				
				者先 電話	内線 ()				
給与 所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名								
	生年月日	年	月	日					
	個人番号								
	受給者番号								
	1月1日 現在の住所	奈良市							
異動後の 住所			円	円	円				

①特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 (※新しい勤務先へお伝えください。)	
	所在地 (住所)	〒		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上、法人番号を記入してください。	
	フリガナ	担当者連絡先	所属	氏名	
	名称又は氏名	電話	内線 ()		受給者番号
					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
					右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

②一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動年月日が12月31日以前で、かつ、本人から一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動年月日が1月1日以降で、かつ、本人から特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		月	日	

③普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (上記①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

理由	<input type="checkbox"/> 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日で、かつ、本人からの申出がないため 2. 異動年月日が1月1日～4月30日で、かつ、給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため 3. 死亡による退職であるため	※市町村 記入欄

受付印

特別徴収切替申請書

5

(宛先)奈良市長

令和 年 月 日提出

給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	所在地 (住所)	〒		特別徴収 指定番号	
	フリガナ			新規の場合 納入書 (要・不要)	
	名称 (氏名)			担 当 者	係 氏名
	法人番号				電話

新規特別徴収者		1. 年度途中から開始する場合	
フリガナ		〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 随 〕 期以降分の計 <input type="text"/> 円を	
氏名		<input type="text"/> 月分 (翌月10日納期限分) から特別徴収します。	
生年月日	昭・平 年 月 日生	普通徴収の納期限が過ぎたものは切り替えできません。	
普通徴収 通知書番号		2. 新年度から開始する場合	
口座振替該当の有無		有 ・ 無	令和 <input type="text"/> 年度分 (次年度分) から特別徴収します。
1月1日の住所		受給者番号	(必要な場合のみ記入してください) 異動年月日 令和 年 月 日
現住所		月割額の連絡	(必要な場合のみ記入してください) 月 日までに徴収税額の連絡が必要です。

注意事項

- 1 普通徴収の納期限が過ぎたものは、特別徴収へ切り替えることができませんので、本人が納めるように必ずお伝えください。
- 2 普通徴収の口座振替を設定している方で、切替申請書の提出が納期限の2週間前を過ぎた場合は特別徴収に切り替えることができません。

市 処 理 欄	納付書添付	無 ・ 有 (期 ~ 期)		
	確認事項	年特	併徴	口座
		有・無	有・無	有・無
	月割額連絡	連絡	/	様 担当
		月 円、 月以降 円		
納税課連絡	連絡	/	担当	
その他				

受付印

特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書

法人番号
(個人番号は記載不要)

(宛先)奈良市長 令和 年 月 日提出	特別徴収義務者 (給与支払者)	フリガナ		指定番号				
		名称(氏名)			連絡先	所 属		
		所在地(住所)	〒	氏 名				
				電 話 番 号				

変更年月日

令和 年 月 日

事項	変更前(旧)	変更後(新)		
法人番号 (個人番号は記載不要)				
フリガナ				
名 称 (氏 名)				
フリガナ				
所 在 地 (住 所)	〒	〒		
電 話 番 号				
関係書類送付先 (希望がある場合のみ)	〒	〒		
	電話番号	電話番号		
変 更 理 由 (該当の□に ✓を記入して ください)	1 名称変更 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 法人成・個人事業主変更※ <input type="checkbox"/> 新法人の設立※ <input type="checkbox"/> 分割による変更※ <input type="checkbox"/> 合併による変更 (<input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併された※) <input type="checkbox"/> その他()			
	2 所在地変更 <input type="checkbox"/> 事務所が移転(法人の場合:本店登記の変更 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 送付先変更			
	3 その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化※ <input type="checkbox"/> 解散・廃業※ <input type="checkbox"/> その他()			
上記の変更理由のうち、※印が付いている項目については、指定番号を継続して使用することができません。別途、給与所得者異動届出書の提出が必要です				
合併・吸収・分割の場合に記入してください	合併・吸収・分割先の名称	合併の場合、合併した法人の数		
	合併・吸収・分割先の指定番号について、該当の□に✓を記入してください。			
	<input type="checkbox"/> 合併・吸収・分割先の指定番号()を使用する ※別途、給与所得者異動届出書を提出してください <input type="checkbox"/> 新しく指定番号を取得する	市処理欄	他税目使用	重複確認

○奈良市に法人市民税の納付義務がある法人は、別途「法人等異動届出書」をご提出ください。

受付印

退職所得に係る市・県民税 特別徴収税額納入申告内訳書

(宛先) 奈良市長	特別徴収義務者	名称 (氏名)	連絡者の係 及び 氏名・電話番号	係 氏名	電話番号 () -
		所在地 (住所)		法人番号 (個人番号) 特別徴収 指定番号	
令和 年 月 日提出					

令和 年 月分	令和 年 月 日納入	人員	人	納入額	円
---------------	---------------------	----	---	-----	---

住所又は居所					
1月1日の住所					
役職名					
氏名					
退職手当等の支払金額	円	円	円	円	円
就職年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
退職年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
勤続年数	年	年	年	年	年
退職所得控除額	円	円	円	円	円
退職所得控除後の金額	円	円	円	円	円
市民税額	円	円	円	円	円
県民税額	円	円	円	円	円
合計税額	円	円	円	円	円
摘要					

※2名以上の場合や、特別徴収義務者が個人事業主の場合は、こちらの様式でご提出ください。(1名の場合は、納入書の裏面をご利用ください。)

近畿2府4県外の
ゆうちょ銀行・郵便局を
利用される場合
(お 願 い)

特別徴収税額の納入にゆうちょ
銀行・郵便局を利用される場合
は、当市の金融機関として指定
が必要になります。

右の「指定通知書」に利用され
るゆうちょ銀行・郵便局名および
日付を記載のうえ、当初納入され
る際に提出してください。

指 定 通 知 書

貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づい
て、当市の市・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しま
したので通知します。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 認 可 番 号 | 貯業2第134号 |
| 2. 口 座 番 号 | 00980-5-960148 |
| 3. 加 入 者 名 | 奈良市会計管理者 |
| 4. 取 り ま と め 局 | 大阪貯金事務センター |

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行_____ 支店長様

_____ 郵便局長様

奈 良 市 長
(公 印 省 略)

令和5年度 市民税・県民税 納期の一覧

特別徴収		普通徴収	
徴収月	納期限	納期限	
令和5年6月	7月10日	第1期	令和5年 6月30日
7月	8月10日		
8月	9月11日		
9月	10月10日	第2期	8月31日
10月	11月10日		
11月	12月11日		
12月	令和6年1月10日	第3期	10月31日
令和6年1月	2月13日		
2月	3月11日		
3月	4月10日	第4期	令和6年 1月31日
4月	5月10日		
5月	6月10日		

奈良市役所

書類送付先 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所市民税課

(※郵便番号の記入があれば、住所が無記入でも届きます。)